



30消第12号
平成30年4月2日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の
一部を改正する規定等の制定について

平成30年3月30日付け20180323保局第16号で経済産業省大臣官房技術総括・
保安審議官から通知がありましたので、貴協会会員に周知していただきますよ
うお願いします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.lg.jp

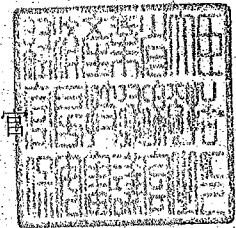
経済産業省

20180323保局第16号

平成30年3月30日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程等の制定について

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（2017.07.18保局第1号）の一部を改正する規程等を別紙一覧のとおり制定したので通知します。

(別紙)

○平成30年3月30日付発出通達文一覧

- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程（20180323保局第4号）
- ・ 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323保局第5号）
- ・ 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）
- ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第8号）
- ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第9号）
- ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第10号）
- ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）
- ・ 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第14号）
- ・ コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第15号）